

請願第28号

請 願 書

平成28年6月2日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市島一丁目12番9号
郡山ソフトボール協会
会 長 吉 田 岳 夫

郡山市逢瀬町多田野字河田堀41番地
郡山市スポーツ少年団
本 部 長 橋 本 幸 一

紹介議員 岩 崎 真理子
八重樫 小代子
小 島 寛 子
遠 藤 敏 郎
大 内 嘉 明

郡山ソフトボール協会における主競技場に係る整備充実を求める請願
について

〔請願趣旨〕

あたりまえのことをあたりまえにつくっていただき、スポーツ愛好者（ソフトボール愛好者）があたりまえにプレーすることができ、そのプレーを通して、小学生・中学生・高校生の青少年健全育成をはじめ一般成年の交流親善、楽しさの味わい、高齢者の長寿健康等々、体と心の真のソフトボールのより一層の普及振興を図るため下記のとおり請願するものであります。

〔請願事項〕

- 1 ふるさとの森スポーツパークソフトボール場A球場（別紙図面No.2）を以下のとおり整備すること。

① A 球場本部席の長机の補充（10ヶ）

A 球場本部席の折たたみ椅子の補充（20ヶ）

② A 球場グラウンド整備のためのブラシ製トンボの補充（5ヶ）

A 球場グラウンド整備のためのアルミ製トンボの補充（5ヶ）

A 球場グラウンド整備のための木製トンボの補充（10ヶ）

③ A 球場競技運営用点数板（スコアボード）の整備（1ヶ）

④ A 球場競技運営用差し込み型ベース等一式

※一式（ホームベース1、オレンジベース1、塁ベース2、投手板1）

2 ふるさとの森スポーツパークソフトボール場 B 球場（別紙図面No. 2）を以下のとおり整備すること。

① B 球場本部席の長机の補充（10ヶ）

B 球場本部席の折たたみ椅子の補充（20ヶ）

② B 球場グラウンド整備のためのブラシ製トンボの補充（5ヶ）

B 球場グラウンド整備のためのアルミ製トンボの補充（5ヶ）

B 球場グラウンド整備のための木製トンボの補充（10ヶ）

③ B 球場競技運営用点数板（スコアボード）の整備（1ヶ）

④ B 球場競技運営用差し込み型ベース等一式

※一式（ホームベース1、オレンジベース1、塁ベース2、投手板1）

3 ふるさとの森スポーツパークスポーツ広場 C 球場及び D 球場（別紙図面No. 3）を以下のとおり整備すること。

①別紙図面No. 3 における外周防球フェンス「茶色……」部分の整備充実「C・D 球場西側 H 8 m×176m」「D 球場南側 H 8 m×94m」「D 球場東側 H 8 m×88m」

※各所に出入口必要

※西側部分は「まむし…毒へび」対策の防護壁必要

② C 球場東側既存倉庫脇へ屋外トイレの増設

③ C・D 球場ともに本部席の長机各10ヶ・折たたみ椅子20ヶ補充

④ C・D 球場ともにグラウンド整備のための

ブラシ製トンボの補充（2ヶ）

アルミ製トンボの補充（3ヶ）

木製トンボの補充（5ヶ）

⑤ C・D 球場ともに競技運営用点数板（スコアボード）の整備（各1ヶ）

⑥ C・D 球場ともにグラウンド整備用散水栓（散水用ホース含む）の設置

⑦ C 球場へのナイター設備の設置及び C・D 球場本部への電源並びに倉庫への電灯の設置

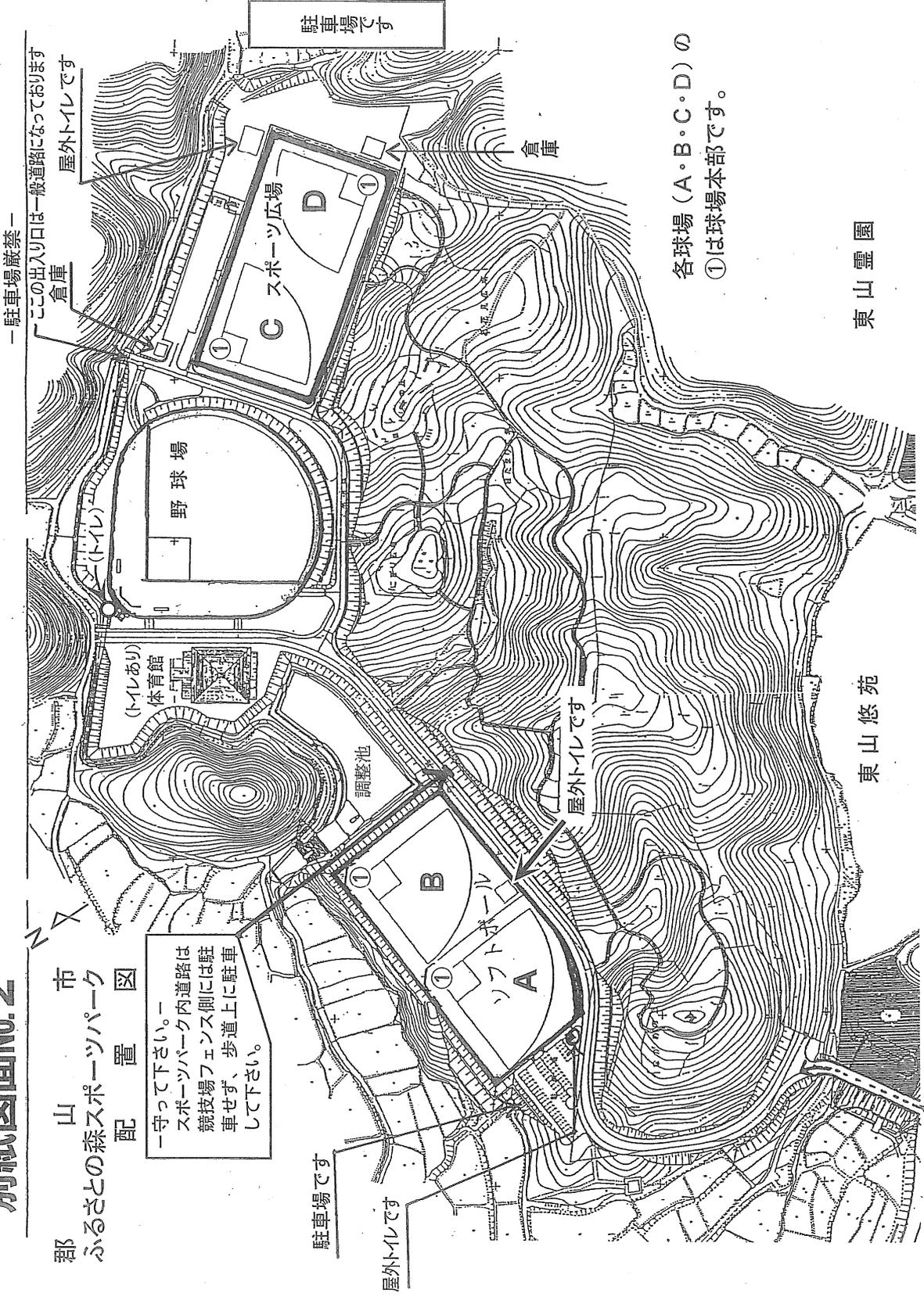
⑧ C・D 球場北側（スポーツ広場への入口部分含む）及び西側部分における側溝に危険防止のための蓋がけの整備

- ⑨ C・D 球場ともに本部席コンクリートの嵩上げ
- 4 西部スポーツ広場 E・F 球場（別紙図面No.4）を以下のとおり整備すること。
 - ① E・F 球場ともに本部席の長机各10ヶ、折たたみ椅子20ヶの補充
 - ② E 球場本部席近辺に屋外トイレの設置
 - ③ E・F 球場ともにグラウンド整備のために
 - ブラシ製トンボの補充（5ヶ）
 - アルミ製トンボの補充（5ヶ）
 - 木製トンボの補充（5ヶ）
 - ④ E・F 球場ともに競技運営用差し込み型ベース等一式
 - ※一式（ホームベース1、オレンジベース1、塁ベース2、投手板1）
 - ⑤ E・F 球場ともにグラウンド表土の入れかえ

別紙図面No.2

郡 山 市
 ふるさとの森スポーツパーク
 配置図

一守って下さい。一
 スポーツパーク内道路は
 競技場フェンス側には駐
 車せず、歩道上に駐車
 して下さい。



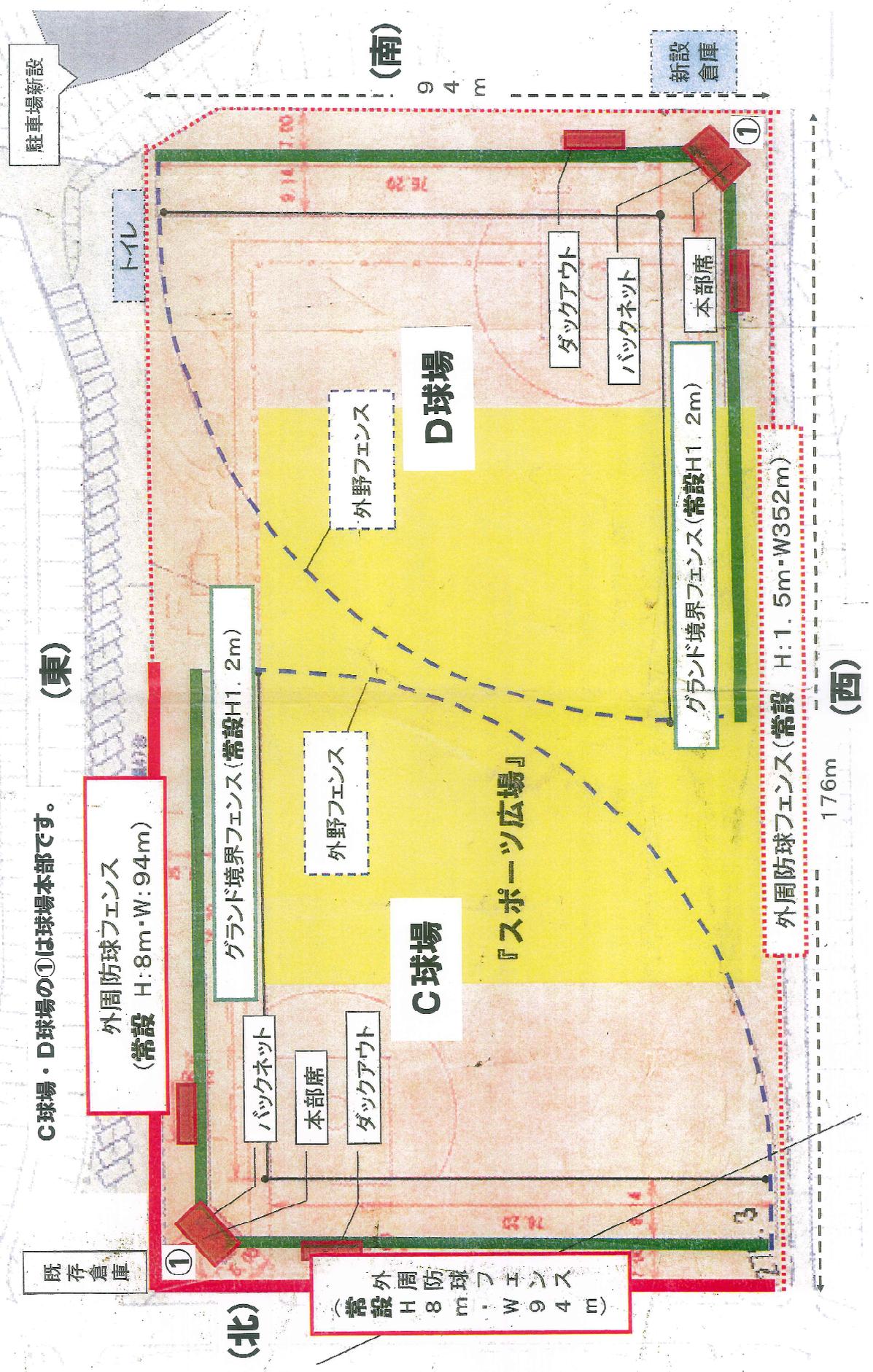
一駐車場厳禁一
 この出入り口は一般道路になっております

各球場(A・B・C・D)の
 ①は球場本部です。

ふるさとの森スポーツパーク入口です。

別紙図面No. 3

ふるさとの森スポーツパーク スポーツ広場 整備図 (案)



請願第29号

請 願 書

平成28年6月20日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市熱海町下伊豆島字仲久保9-3
福島大学絵画映像研究会OBによる被災者
支援の会
代 表 渡 邊 文 樹

紹介議員 箭内好彦
(6月24日取消し)
飛田義昭
(6月24日取消し)

郡山市の義務教育諸学校における保護者負担の軽減を求める請願

〔請願趣旨〕

郡山市内の小中学校における保護者負担増が大きな問題となっています。特に近年経済状況の悪化により生活困難な家庭が増加しているなかでは、子どもの多い家庭を中心に教育費負担が家計を圧迫するという事態が広がっています。そもそも、憲法26条が謳うように義務教育は無償であり、だれでも等しく教育を受ける権利があります。日本はOECD諸国の中でも、教育にかかる予算の割合が低い国だと言われています。OECD諸国並みに教育予算を増額し、すべての子どもたちに行き届いた教育を保障することが強く求められています。

以上の趣旨から、以下の事項について請願いたします。

〔請願事項〕

- 1 市においては、公立小中学校における父母負担を軽減するよう、教育予算を増やしてください。
- 2 国の教育予算を増額し行き届いた教育が実現できるよう、国へ意見書を提出してください。

請願第30号

請 願 書

平成28年6月21日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

福島市上浜町10-38
福島県教職員組合
中央執行委員長 角 田 政 志

紹介議員 箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
高 橋 善 治
飛 田 義 昭

国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める請願書

〔請願趣旨〕

東日本大震災から5年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、復興庁所管による「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を財源とした単年度の交付金事業が行われています。平成28年度は80億円が予算化されています。

この交付金は、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体が発行している既存の就学支援事業等において、震災による対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担・支援するものです。

交付金での事業を受けている子どもの数は全国で、平成23年度67,639人、平成24年度57,948人、平成25年度52,287人、平成26年度47,463人となっており、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は平成27年度で終了し、平成28年度からは「復興・創生期間」となりました。

平成28年3月11日に閣議決定された、『「復興・創生期間」における東日本大震

災からの復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とあります。

福島県内外で避難生活を送る子どもたちには、これからも経済的な支援を必要とする子どもたちがたくさんいます。

こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、平成 29 年度においても「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な財政措置を行うよう、以下の事項について、地方自治法第 99 条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成29年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

請願第31号

請 願 書

平成28年6月21日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市島二丁目9番18号
郡山医療生協労働組合
執行委員長 三 浦 香

紹介議員 箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岩 崎 真理子
飛 田 義 昭

看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・
安心の医療・介護を求める請願書

〔請願趣旨〕

長寿世界一を誇る日本の医療は、今日まで医師・看護師をはじめとする多くの医療従事者の懸命な努力で支えられてきました。

しかし、現在の医療・介護現場では長時間過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まり、介護を必要とする高齢者の増加などで、医療・介護従事者の労働環境は悪化し、離職者も後を絶たず、深刻な人手不足となっています。

福島県においては、原発事故の影響もあって医療・介護従事者不足がいっそう深刻で、「県民の心身の健康保持・増進」を図り復興を推進していくためにも、看護師など夜勤交替労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実現することが必要です。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるよう請願いたします。

〔請願事項〕

看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求めるため、夜間・交

替制勤務を行う看護師及び介護従事者などの労働環境の改善を図ると共に、医師・看護師・介護従事者などの十分な確保策を講じること。

請願第32号

請 願 書

平成28年6月21日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市虎丸町7-7
郡山地方労平和フォーラム
議 長 志 賀 一 幸

紹介議員 蛇 石 郁 子
高 橋 善 治
飛 田 義 昭

原発の運転停止と廃炉を求める請願

〔請願趣旨〕

東京電力福島第一原発事故発生から5年が経過するなかで、いまだに福島県民約10万人弱が避難生活を余儀なくされています。しかし、福島第一原発事故の原因は十分には究明されず、汚染水問題も深刻なまま、事故の収束もおぼつかない状況にあるにもかかわらず、福島県内10基すべての原発の廃炉は決定されてはおりません。

このようななかで、九州電力は昨年8月に川内原発第1号機を、同10月に2号機を再稼働し、関西電力も高浜原発3号機・4号機を2016年1月～2月に相次いで再稼働させました。高浜4号機は再稼働直後の事故で停止し、3号機も3月の大津地裁による運転差し止めの仮処分決定を受けて停止されましたが、川内原発は九州地方を連続的な地震が襲う中でも運転を継続しており、住民の不安は高まっています。

福島原発事故後に策定された新規規制基準は、放射性物質が飛散する過酷事故を想定し、避難計画の策定を道府県とUPZ（緊急防護措置準備区域：概ね30km）圏内の自治体に義務付けましたが、国も原子力規制委員会も計画づくりには関与しておらず、制度の杜撰さも指摘されています。

この間の原発による電力供給の実態を見れば、原発なしで電力供給に何ら問題がないことは明らかです。まずは福島第一原発事故原因の徹底した究明と事故の収束、実効性の担保された避難計画や、地震・火山噴火のリスクへの対応をこそ優先させ

るべきであり、原発の再稼働を急ぐべきではありません。よって国においては、下記の事項について十全の対応をとるよう、強く求めるものです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 不測の事態にそなえて、川内原発の運転を停止させること。また、その他の原子力発電所の再稼働を行なわせないこと。
- 2 東京電力福島第一原発・第二原発は、すべてを廃炉にすること。